

第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」策定の基本的な考え方について(案)

| | | |
|---------------------------------------|---|---|
| 第1 計画の基本事項 計画策定の趣旨 | 第三期計画（平成27年度～令和元年度） 第四期計画（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）） | 道の考え方 |
| 第1 計画策定の基本事項 計画策定の趣旨 | <p>・少子化を巡る状況や第二期計画の評価、国の動向等を踏まえ、結婚・出産、子育ての切れ目がない支援を行なうため、ライフ・ステージに応じた今後5年間の少子化対策の具体的な施策や目標等について定める。</p> <p>・人口減少問題への取り組み、「地方版総合戦略」などと連動し、保健・医療・福祉にとどまらず、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたり、総合的かつ計画的に取り組む。</p> | <p>・第三期計画に引き続き、今後5年間のライフ・ステージに応じた少子化対策の具体的な施策や目標等を設定する。(ライフ・ステージの見直しにより一部修正)</p> <p>・第三期計画に引き続き、人口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用、教育などに関する計画等と整合性を保つ。</p> |
| 2 計画の位置づけ 計画策定の位置づけ | <p>北海道の未来づくりのための少子化対策推進条例第7条に基づく実施計画（関連計画の内容を盛り込む）</p> <p>・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」「母子保健計画」</p> <p>・「母子保健計画」に基づいて支援法第62条に基づく「厚生労働省通知」</p> <p>・「母子保健計画」に基づいて支援法第62条に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」</p> <p>・「母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」</p> <p>・「都道府県社会的養育推進計画の策定について（厚生労働省通知）」に基づく「社会的養育推進計画」</p> | <p>・総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画であることを明記する。</p> <p>・本計画の施設の法律第9条第1項に基づく「子ども・の貧困対策の推進に関する法律」と整合性を保つ。</p> |
| 3 計画の期間 計画の期間 | <p>令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）までの5年間</p> | <p>・新たに策定する「社会的養育推進計画」を包含する。</p> |
| | | |

・少子化の現状や第三期計画の評価結果、市町村における少子化対策の取組状況、国との施策動向や社会経済情勢の変化等も踏まえ、施策推進に向けた基本的な観点」を定める。

- 2 基本的（重点的）な視点**
- ①待機児童の解消に向けた受け皿整備と人材確保
 - ②子育て世帯の経済的負担の軽減
 - ③市民が協働した子育て施策の展開
 - ④仕事と家庭の両立で支え合う仕組みづくり
 - ⑤子育てなどを地域で支え合う仕組みづくり
 - ⑥社会的養育の推進
 - ⑦児童虐待防止対策の推進

| 第三期計画（平成27年度～令和元年度） | 第四期計画（令和2年度～令和6年度（2024年度）） | 道の考え方 |
|--------------------------|--|--|
| | | |
| 3 目標の設定 | <p>3 「結婚や出産を望むすべての人々の希望がかなえられ、子どもたちが幸せに育つことのできる地域社会の実現」を基本目標として設定</p> <p>・「結婚や出産を望むすべての人々の希望がかなえられる」と旨を追加する。</p> <p>・第三期計画に引き続き、「合計特殊出生率」の向上を中期目標とする。</p> <p>・中期目標とともに、「安心して子どもを育てる環境」と思ふ人の割合」を中期的な目標に設定する。道もまた新たに、道民意識調査により「安心して子どもを育てられる環境」と思ふ人の割合（54.4%）に比べその変遷について中期目標とする。</p> | |
| 第2 本道の少子化などの現状 | <p>第3 本道の少子化などの現状</p> <p>1 少子化の状況</p> <p>2 少子化の要因</p> <p>3 地域における子育て支援体制</p> <p>4 ひとり親家庭の状況</p> <p>5 ひきこもり親養護の状況</p> <p>6 意識とニーズ</p> <p>7 道内市町村の状況</p> | <p>第三期計画に引き続き、少子化に関する統計データ等を掲載する。</p> |
| 第1 少子化の状況 | | |
| 第1 少子化の要因 | | |
| 第2 地域における子育て支援体制 | | |
| 第3 ひきこもり親養護の状況 | | |
| 第4 意識とニーズ | | |
| 第3 「第二期計画」の取組と評価 | 第4 「第三期計画」の取組と評価 | |
| 第1 取組全体の評価 | 第1 取組全体の評価 | <p>第三期計画に引き続き、前期計画の取組と評価を掲載する。(計画の構成変更により一部修正)</p> |
| 第2 基本的施策の取組状況及び評価 | 第2 基本的施策の取組状況及び評価 | |
| 第1 基本的施策 | 第1 基本的施策 | |
| 第2 基本的施策 | 第2 基本的施策 | |
| 第3 計画のめざす姿 | 第4 計画のめざす姿 | <p>「第2節」に記載を移す。</p> |
| 2 目標等の設定 | 2 目標等の設定 | <p>「結婚や出産を望むすべての人々の希望がかなえられる地域社会の実現」を基本目標</p> <p>・第三期計画に引き続き、「合計特殊出生率」の向上を中期的な目標として設定(H25：全国1.43道1.28)</p> <p>・中期目標を中期目標に引き継ぐこととする。</p> <p>・「安心して子どもを生み育てることができる環境」「子どもが健やかに成長できる環境」の2つの環境づくり</p> <p>・子どもたちの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現に向けて、条例で定められた11の基本的施策に基づき、少子化対策に関する施策目標を定め、道民全体会で結婚、妊娠・出産、子育てや子どもたちの成長を応援する気運の醸成を図りながら、ライフ・ステージごとに切れ目がない支援を総合的かつ計画的に実施する。</p> |

